重要事項説明書

通所リハビリテーション（居宅サービス）

R 8.8.1 改正

1. 事業所の概要

事 業 所 名	介護老人保健施設　暖流
所　在　地	須崎市緑町 4-30
管 理 者 名	田村　精平
電 話 番 号	0889-43-0005
ＦＡＸ 番 号	0889-43-0020
名称・法人種別	医療法人　五月会
業 務 の 概 要	居宅サービス
事 業 所 数	1
定　　員	30
事業者指定番号	第 3950680011 号
サービス提供地域	須崎市、中土佐町、土佐市（左記地域以外でも相談に応じます）

2. 職員の配置状況（看護・介護以外は入所体制含む）　（R 8.8.1 現在）

職　種		常　勤	非　常　勤	計
管　理　者		1		1
医　　師			3	3
薬　剤　師			1	1
支 援 相 談 員		2		2
理 学 療 法 士		3		3
作 業 療 法 士		2		2
言 語 聴 覚 士			1	1
管 理 栄 養 士		1		1
歯科衛生士		1		1
事 務 職 員		3		3
介護職員等	看　護　師	8		8
	准 看 護 師	1		1
	介護支援専門員	1		1
	介 護 福 祉 士	11		11
	介　護　員	9		4
	介 護 補 助 員	4		4

3. 介護老人保健施設の役割

【施設全体】

①“包括的サービス”②“リハビリテーション”③“在宅復帰”④“在宅生活支援”⑤“地域性”

【通所リハビリテーション】

在宅生活をしている方で、要介護認定を受けている方が対象となる。日中の介護交代、活動性の確保にリハビリを兼ね備えた在宅サービスの一種。在宅での生活を維持していきたい方や、今以上に充実した在宅生活を目指したい方の日帰りの通所リハビリテーションサービス。機能訓練指導員によりその方にあったリハビリを施行し、在宅生活の継続を目的とする。

4. 営業日及び営業時間

・月曜日～金曜日、祝祭日（但し、12月30日～1月3日を除く）
・午前8：30～17：00（サービス提供時間　10：00～16：30）

5. サービスの内容及び利用料金

（1）サービス内容

種　類	サービス内容
食　事（保険給付外）	・管理栄養士の立てる献立により、栄養、利用者様の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 【食事時間】　昼食　12：00～12：45　　【バイキング食】　月1回
医療・看護	・利用者の病状に合わせた医療、看護を提供します。 ・それ以外でも必要がある場合には適宜診察します。
排　泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうとともに、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。
入　浴	・ケアプランにそって必要な利用者様に入浴を行ないます。 ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴する事ができます。
機能訓練	・理学療法士等により、利用者様の心身の状況に応じ日常生活を送るのに必要な機能の回復又は低下を防止する為の訓練を実施します。 ・必要な利用者様には個別リハビリを実施いたしております。
健康管理	・医師や看護職員が、健康管理を行ないます。
そ の 他	・清潔で快適な生活が送れるよう、又、適切な整容が行なわれるよう援助します。
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ	・行事、クラブ活動等季節を感じる事ができます。

（2）サービス利用料金

別紙の表1のとおりです。

（3）その他の介護保険給付対象外のサービス

別紙の表2のとおりです。

（4）利用料金の支払方法

・利用者負担金は、原則として毎回ご利用時に1割負担分と自己負担金の合計を頂きます。ただし、以下の銀行から口座引落を希望される場合は、1ヶ月分をまとめて引落をさせて頂きます。
・引落日は毎月15日。休祭日は翌営業日となります。

①	四国銀行　各支店
②	ゆうちょ銀行　各局
③	ＪＡバンク　土佐くろしお

※保険料の滞納などにより、市町村から保険給付が支払われない場合は、一旦 10 割の利用料金を頂き、サービス提供証明書発行します。その証明書を後日、居住の市町村の窓口に提出しますと利用料金と自己負担額の差額の払戻を受ける事ができます。

6. キャンセル

当事業所では、キャンセル料は無料です。ただし、利用予定を変更、もしくは取りやめる場合は遅くても当日の朝 9：00 までに必ずご連絡下さい。

連絡先　介護老人保健施設暖流　0889-43-0005

7. 身体拘束廃止について

介護老人保健施設「暖流」は、利用者の人権を尊重し、QOL（生活の質）を高めることを目標に生命又は身体を保護する為、緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限しません。

事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

（1）緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

（2）非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

（3）一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8. 高齢者虐待防止について

高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することであるため、高齢者の生命に関わる場合など緊急性が高い事案については高齢者の安全確保を優先します。

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施します。

詳細な高齢者虐待防止マニュアルにつきましては、

医療法人五月会 須崎くろしお病院 HP（https://susaki-kuroshio-hp.or.jp/pages/13/）

に掲載しています。

9. 利用者の人権について

全ての利用者は平等に介護や看護を受ける権利を有し、その利用者の個別の状況やニーズに応じたケアサービスを受ける事ができる。サービス提供に当たっては国籍・人種・民族・宗教・性別及び社会的地位等の理由により差別をせず平等なケアサービスを提供する。又、サービス提供者は利用者の習慣・態度・思想についてもこれを尊重し、受け止める姿勢を持つ。

10. 当事業所の基本理念と運営方針

(１) 基本理念

①高齢者の心身の状態あるいは介護者や家庭の環境に合わせて医療的サービスを総合的・一体的に提供する。

②リハビリテーション、看護・介護等のケアを必要とする高齢者に対して、医療的ケアと日常生活サービスを提供しながら、心身の自立を支援し、家庭復帰を実現する。

③高齢者が１日でも長く、在宅で自立した生活が送れるよう、通所サービスの提供や訪問による支援を行なう。

④地域の高齢者ケアに関する社会資源として住民のニーズに応え、教育や啓蒙活動、ボランティアの受入などを通じて地域の高齢者ケアの向上に貢献する。

(２) 運営方針

①看護医学的な管理のもとで心身の機能維持、入浴サービスや歩行訓練などのリハビリテーションを実施し、家庭復帰を目指した施設運営を行なう。

②家庭と介護老人保健施設との緊密な連携のとれた運営を行なう。利用者の家庭との連絡を密にし、家庭復帰などの協力を受ける。

③ボランティアや地域住民を含めた介護教室を開催すると共に介護用品の普及及び介護相談を実施、地域社会での介護機能強化のための役割を担う施設運営を行なう。

④高幡地域の各医療機関との連絡を密とし、認知性老人や寝たきり老人等の入所依頼を受けた場合には出来るだけその趣旨に添うよう施設運営を行なう。

11. 相談窓口、苦情対応

(１) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設利用者様相談窓口	電話番号　0889-43-0005　　Fax 番号 0889-43-0020
	相 談 員　福井　京子　　古谷　綾香
	対応時間　８：30～17：00
第三者による評価の実施状況	実施なし

(２) 施設内の意見箱

設置場所　　①　１Ｆ受付　　②　２Ｆ詰所　　③　３Ｆ詰所

(３) 市町村実施の介護相談員　　概ね３～４ヶ月に１回

(４) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

市町村介護保険相談窓口	所 在 地	須崎市 山手町 1-7	土佐市 高岡町甲 1792-1	高岡郡中土佐町 久礼 6602-2	高岡郡津野町 永野 471-1
	電話番号	0889-42-1205	088-850-2501	0889-52-2211	0889-55-2311
	Fax 番号	0889-42-1245	088-850-2433	0889-52-4511	0889-55-2022
	対応時間	８：30～17：15	８：30～17：15	８：30～17：15	８：30～17：15
高知県国民健康保険団体連合会（国保連）	所 在 地	高知市丸ノ内 2-6-5			
	電 話 番 号	088-820-8410 or 8411			
	Ｆａｘ 番 号	088-820-8413			
	対 応 時 間	８：30～17：15			

12. 事故等の対応について

(１) 事故発生防止の為の指針を整備する。
(２) 事故が発生した場合、又はそれにいたる危険性がある自体が生じた場合に、その改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
(３) 事故防止の為の委員会及び従業者に対する研修を定期的に行なう。適切に実施するための担当者を設置する。
(４) サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族、担当の居宅介護支援事業所等に連絡を行なうと共に必要な措置を講ずる。
(５) 事故の状況や事故に際して取った処置については記録する。
(６) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行なう。

13. 施設利用にあたっての留意事項

設備、 器具の利用	施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、弁償していただく事があります。
喫　　煙	施設内での喫煙はご遠慮ください。(全館禁煙)
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、 貴重品の管理	自己負担金、利用料金以外の金品はお持ちにならないようにお願いいたします。
所持品の管理	必ず全ての持ち物に名前の記入をお願いいたします。
宗 教 活 動	施設内での宗教活動はご遠慮ください。

14. 非常災害対策

消防法施行規則第３条に規定する消防計画に基づき、また消防法８条に規定する防火管理者を設置
して非常災害対策を行う。

（１） 防火管理者は事業所管理職を当て、火元責任者には管理職員を当てる。
（２） 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は立ち合いを行う。
（３） 火災発生や地震等の災害が生じた場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
（４） 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
　①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難).....年１回以上
　②利用者を含めた総合訓練.....年１回以上
（５） その他の必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

15. その他

法改正等によりサービスの内容及び利用料金に変更が生じた場合は速やかに通知します。